第2次流山市環境基本計画(素案)

目次

Ι	計	·画の基本的事項	1
	1.	計画の趣旨	1
	2.	計画の期間と対象	2
	3.	計画の進捗管理と推進	2
П	流	[山市の地域環境と環境政策の課題	3
Ш	計	- 画の体系、基本的な目標・施策の方向	5
	1.	計画の体系	5
	2.	望ましい環境像	6
	3.	基本的な目標・施策の方向	7
		基本目標 1	7
		基本目標2	9
		基本目標3	11
		基本目標4	13
		基本目標 5	15
IV	環	環境基本計画に基づく実行計画の推進	19
	1.	「生物多様性ながれやま戦略」の推進	21
	2.	「流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」(の推進 23
	3.	「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進	25
参	考資	資料	27
	1.	策定経過	27
	2.	流山市環境基本条例	30
	3.	主な環境団体等	33
	4.	各基本目標の指標の算出式等	34
	5	禮 音	35

計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

(1) 計画の目的

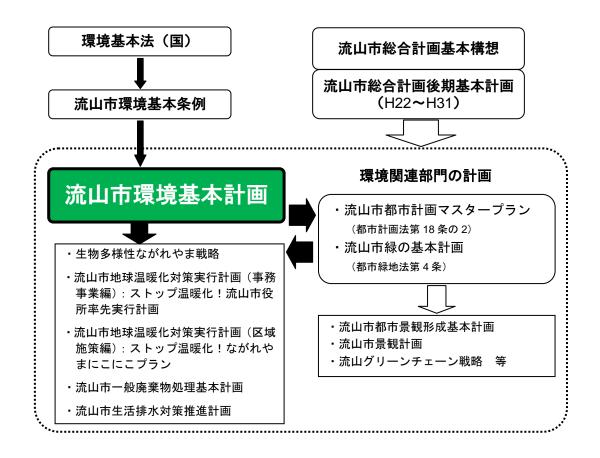
本計画の目的は、流山市環境基本条例で定める持続的発展の可能な循環型社会への移行と、 国が示す自然共生社会、低炭素社会、循環型社会、安全が確保される社会の形成です。環境の 保全及び創造*の観点から、総合的かつ計画的に市の施策及び各主体の行動を推進することを目 指します。

※「環境の保全及び創造」: 現在の環境を維持するだけでなく、衛生的で快適な都市、緑の豊かな地域、 環境負荷の少ない暮らしと経済など、将来のよりよい環境を積極的に創ることをいいます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、流山市環境基本条例(平成13年)に基づき策定するものです。同条例第3条に定める基本理念を計画理念とし、流山市総合計画基本構想(平成12~31年度)及び、流山市総合計画後期基本計画(平成22~31年度)を上位とする環境面の総合的な基本計画に位置付けます。

主たる行動計画等として、生物多様性ながれやま戦略(平成 22~72 年度)、流山市地球温暖化対策実行計画(平成 22~32 年度)、流山市一般廃棄物処理基本計画(平成 22~30 年度)などの推進を図るとともに、都市計画等の他分野との連携を図ります。



2. 計画の期間と対象

(1) 計画期間

計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間です。なお、社会経済情勢や行政課題等の変化も考えられることから、必要に応じた見直しを行います。

(2)計画の対象

対象地域は流山市全域です。また、対象とする分野は、自然環境(生物多様性、緑、水辺等)、 資源・エネルギー(廃棄物、リサイクル、省エネルギー、再生可能エネルギー等)、生活環境(大 気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、都市整備等)、環境配慮(環境学習、自主的活動、 参加・協働等)です。

(3) 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民、事業者、市で、通勤・通学・観光などの滞在者にも及ぶことがあります。市域を越えて広域的な取組みが必要となる場合には、関係自治体等との連携を図ります。

3. 計画の進捗管理と推進

環境基本計画と施策の進捗管理、推進は、環境マネジメントシステムで行います。このシステムは、流山市総合計画後期基本計画の指標を用いたPDCAサイクル*により運用しています。指標については後期基本計画の指標を用いているため、後期基本計画の計画期間である平成31年度を目標指標としており、平成31年度以降の指標は見直しに合わせて新たに定めます。

進捗等については、毎年度発行する流山市環境白書で公表します。また、環境審議会を始め、 学識者や市民、事業者等を含む「生物多様性ながれやま戦略市民会議」や「ながれやま地球温 暖化対策地域協議会」等に意見を求めながら施策を推進します。

※ PDCAサイクルとは「Plan:計画・戦略 \rightarrow Do:実行 \rightarrow Check:点検・評価 \rightarrow Action:改善」をくり返す事業管理手法です。

◇ 健康都市宣言と環境基本計画 ◇

流山市は、WHOが提唱するさまざまな分野が連携して都市そのものを健康にする健康都市運動の理念に 賛同し、平成19年に健康都市宣言を行い、平成20年に健康都市プログラムを策定しました。

健康都市プログラムは、「健康」の側面から「環境」を含む広範囲の部門を横断的に位置付けています。 環境基本計画も、宣言がうたう「自然との共生」や都市公害などのない「健康なまち」の実現の一翼を担っ ています。関連する施策、事業も多くあり、健康都市プログラムが位置付ける事業との連携を行うことも視 野に入れた展開が必要となります。

流山市健康都市宣言 (原文)

私たちは、WHO(世界保健機関)憲章の精神を尊重して、市民一人ひとりが健康で楽しく、いきいきと暮らすことができることを願い、ここに「健康都市」を宣言します。

- ー 豊かな自然環境は、私たちの健康に大きなかかわりをもっていま す。これを大切にし、共生できる健康なまち流山をめざします。
- 一人ひとりが健康の維持・回復・増進に向けた意識をもち、健康で規則正しい生活のおくれる健康なまち流山をめざします。
- 一 多様な分野が連携して、市民参加のもと、地域の中でともに支え あい、人と環境にやさしい健康なまち流山をめざします。

健康都市プログラム

市が行う「保健・医療」「環境・都市基盤・安心・安全」「福祉・教育分野」「地域社会・文化・スポーツ」「食育・地産地消」の5つの分野に関する各施策を、健康の側面から位置付けています。

Ⅲ 流山市の地域環境と環境政策の課題

(1) 自然環境

現状

流山市の地形は、北総台地(標高 15~20m)、江戸川低地(5~6m)、谷底低地(台地上に樹枝状に生じた低地)、中小河川(利根運河・坂川・大堀川など)からできており、江戸川に沿って南北に長い形状をしています。市内の流域は利根川水系に属し、西の江戸川流域と東の手賀沼流域に分かれています。首都圏としては利根運河や市野谷の森等に代表される自然環境が比較的多く残っており、オオタカが生息するなど、緑と水の豊かさや生物多様性が地域の特徴であり魅力のひとつとなっています。

課題

・今後もTX沿線を中心に開発 が進むことから、自然環境を できる限り保全・再生するた めの配慮、対策によるバラン スのとれたまちづくりが重要 です。

⇒基本目標 1

<u>(2)都市環境</u>

現状

市政施行(昭和42年1月1日)の頃の人口は約4万3千人でしたが、武蔵野線南流山駅開設(昭和48年)、常磐自動車道流山IC開通(平成4年)、つくばエクスプレス(TX)開業(平成17年)などにより住宅都市として発展し、平成26年3月31日に人口17万人に到達しました。平成10年1月に常磐新線(現TX)沿線整備区域を市街化区域へ編入したことにより、14.9平方キロメートル(42%)であった市街化区域は21.5平方キロメートル(61%)となりました。

身近にある自然環境が都市生活にもたらす潤いやゆとりが 大きな魅力で、市では市総合計画後期基本計画で位置付けた 「都心から一番近い森のまち」を都市イメージとして各施策を 行っています。

課題

・「森のまち」の形成のため、既 存緑地の保全と同時に、都市 緑化が重要です。

→基本目標 1

・再生可能エネルギーの利用、 省エネ性能の高い設備機器や 建物の普及、公共交通機関の 充実など、低炭素型の都市・ 交通の形成が重要です。

⇒基本目標2

(3) 環境負荷

現状

1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向で、県や全国平均を 大きく下回り、リサイクル率では上回る水準にあります。

温室効果ガス排出量は、民生家庭・民生業務部門**での増加 傾向が顕著です。

環境基準は、光化学オキシダント、一部河川の水質汚濁、一部主要道路の騒音において未達成となっているほか、PM2.5~の懸念もあります。

東日本大震災に伴う原子力発電所事故からの放射性物質については、流山市除染実施計画を策定し子どもが多く利用する施設や住宅地の除染を平成24年度までに終えました。また、ごみ焼却灰から放射性物質が検出されていることから、その対策を適切に行っています。

※部門の内容⇒23ページ参照。

課題

・人口増加が引き続き見込まれることから、さらなる廃棄物 削減の取組みが重要です。

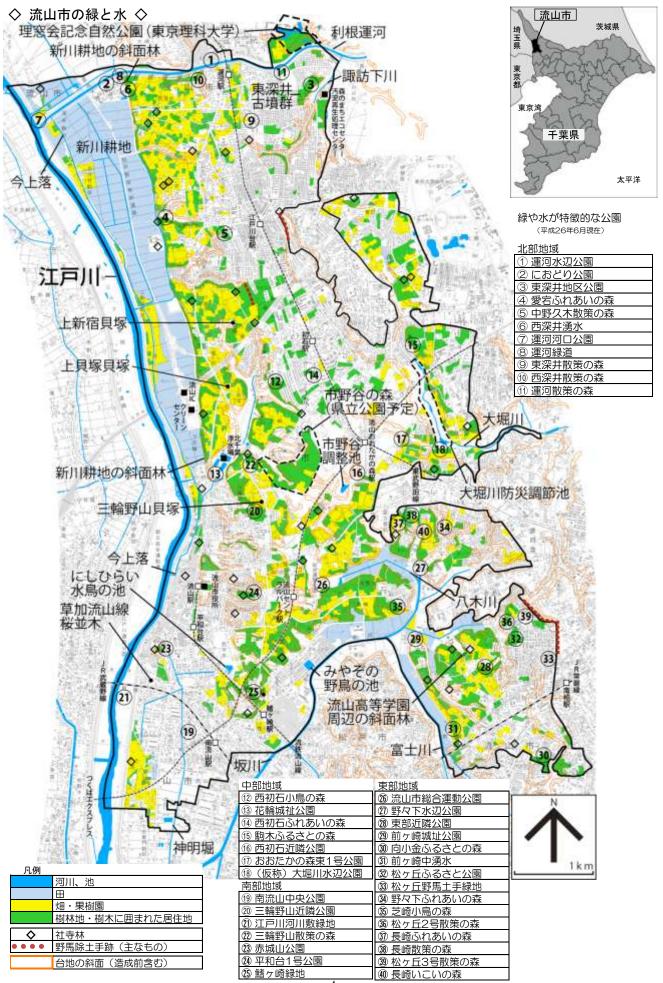
⇒基本目標3

・温室効果ガスについて、住宅 やオフィス、店舗等の民生部 門*における排出量削減が重 要です。

⇒基本目標2

・環境基準及び空間放射線量に ついて、継続的な監視が重要 です。

⇒基本目標4



Ⅲ 計画の体系、基本的な目標・施策の方向

1. 計画の体系

本計画は、望ましい環境像を実現するため5つの基本目標を設定し環境施策を推進します。

流山市が目指す望ましい環境像

緑・水・風土の豊かさを子どもたちに残そう 森のまち・流山

基本目標1 **自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち**



- ① 「生物多様性ながれやま戦略」の推進
- ② まちなかの緑の保全・創造
- ③ 農地や斜面林の保全・活用と環境に配慮した農業の推進
- ④ 水辺の保全・活用と水辺生態系ネットワークの構築

基本目標2 エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち



- ① 「流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」の推進
- ② 都市と交通の低炭素化
- ③ 市役所の環境マネジメントシステムの運用、改善

基本目標3 ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち



- ① 「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進
- ② 国・県の廃棄物行政や関連自治体との連携
- ③ 廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨て等への対策

基本目標4 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち



- ① 安心して健康に暮らせる快適な生活環境の保全
- └ ② 放射能対策

基本目標5 市民・事業者が、積極的な環境保全と改善に取り組むまち



- ① 市民・事業者への啓発、相互の情報提供
- ・② 環境学習、環境保全活動の促進、支援
- ③ 参加型事業、協働事業、ネットワークづくりの推進

2. 望ましい環境像

本計画が目指す流山市の望ましい環境像を次のように定めます。

「緑・水・風土の豊かさを子どもたちに残そう。森のまち・流山」

流山市の自然とまちをつくる緑・水・空気・土、 住む人に脈々と受け継がれる歴史と風土。私たちは 先代が残したこれらの恩恵を享受し、現在の豊かで 安らぎのある生活を送っています。

都市の発展による利便性の向上と同時に、「森のまち」という言葉が表す豊かな自然と、安心して健やかに暮らせる環境を守り、次世代に残していくことが私たちの責務です。

私たちを取り巻く環境の恩恵に感謝し、次世代に残すべき流山市の姿としてこの環境像を定めます。



豊かな自然と景観が残る利根運河

森のまち流山の原風景

流山市環境審議会会長 新保國弘

現在市民の憩いの場となっている利根運河が竣工した明治23年頃の流山市域(流山町、八木村、新川村)の人口は約1万1,800人でした。その後約30年間人口増加はなく、明治37年から大正6年の山林面積(屋敷林や神社は含まず)は1,254ha(市域の約35.5%)もあることから、人口推移や山林規模から見た「森のまち流山」の第一の原風景は、明治37年から大正6年頃と考えます。

その後の人口増に伴う都市化の一方、山林(森林)面積は、昭和 47 年 707ha、昭和 60 年 442ha、平成 17 年 281ha と漸減し、減少に歯止めが掛かり始めたのは平成 22 年の 261ha (市域の約 7%) 頃といえるでしょう。

さて、森林や成熟した林(針葉樹マツ・スギと落葉樹クヌギ・コナラ)を主な生息場所とするオオタカの流山における最初の記録は、昭和44年に古間木の斜面林と水田上空で、翌45年に市野谷の森でオオタカの営巣と巣立ち幼鳥が確認されています。当時の流山では、斜面林を含めた谷津田の猛禽サシバ^{※1}の繁殖、うっそうとした広葉樹を好む夏鳥サンコウチョウ^{※2}の繁殖も記録されています。オオタカ、サシバ、サンコウチョウが繁殖していた昭和45年頃の流山は、生態系及び生物多様性の観点から見た「森のまち流山」の第二の原風景と考えます。

平成8年7月、沼田千葉県知事(当時)は、「市野谷の森の約半分25haの生態系を都市林として残す。」と発表しました。その意味する処は、いつでもオオタカが営巣できるような質の高い環境を残し、このオオタカの森を孤立させないよう、風の道、生きものの道、緑と水の拠点を周囲に配置することであり、「緑と水の回廊都市」実現のモデル地区にしようという意気込みが当時の市民と行政の共通認識となったのです。従って子どもたちに残す「森のまち流山」の将来像は、都市公園・市民の森の維持、保存樹木や保存樹林の指定、斜面樹林の保全協定、「まちなか森づくりプロジェクト」や「グリーンチェーン認定制度」等を駆使して、可能な限り第二の原風景に近づけることと考えます。

※1 サシバ

タカ目タカ科の中型の猛禽類。 日本へは夏鳥として渡来する。 環境省レッドリストの絶滅危惧 II 類。



※2 サンコウチョウ

スズメ目カササギヒタキ科の小鳥。雄の尾羽は著しく長く30センチメートルを超える。 写真は餌づけをする雌。





3. 基本的な目標・施策の方向

本市における持続可能な社会の姿として定める望ましい環境像の実現に向けて、施策の基本的な方向を次のように定めます。

基本目標1



自然と共生しオオタカがすむ、

緑と水に育まれるまち

【方針】

生態系に係る重要な場所・環境を保全・再生するとともに、まちなかの水辺や緑を豊かにして、生物多様性の確保、自然との共生を目指します。

【施策の方向】

① 「生物多様性ながれやま戦略」の推進

市域の緑と水、オオタカをはじめとする多様な生きものの生息・生育環境を保全・再生し、 自然が魅力である都市としていくため、「生物多様性ながれやま戦略」**に基づいて、生態系 の重点地区・拠点の保全・再生、生態系の把握、自然環境学習等を推進します。

※「生物多様性ながれやま戦略」⇒21ページ参照

② まちなかの緑の保全・創造

都市と自然との共生を実現していくため、本市の風土を伝承する古墳・野馬土手等歴史的 文化財を含む自然環境の保全と、建物や街並みの緑化、緑を活かした公園整備などの新たな 緑地の創造を推進します。

③ 農地や斜面林の保全・活用と環境に配慮した農業の推進

農地や斜面林を中心とした自然環境の保全と活用、減農薬や減化学肥料等による環境への 負荷を軽減した農業と、地産地消を推進します。

④ 水辺の保全・活用と水辺生態系ネットワークの構築

河川や水路、池、湿地、湧水などの水辺は、生態系と生物多様性に欠かせない重要な環境であり、これらの水辺の自然の保全を促進します。



◆ 市の取組み

- ・緑や水の連続性に配慮した、動植物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。
- ・植樹帯や街路樹の整備をはじめ、沿道空間の整備を図り、緑豊かな都市空間の創出を推進します。
- ・地域住民との連携協力により、市民の森や地域の特色のある公園づくりを推進します。
- ・自然環境に配慮した河川環境保全に努めます。
- ・湧水の保全に努めます。
- ・減農薬、減化学肥料など、環境への負荷の軽減にも配慮した農業を推進します。
- ・地元農産物を積極的に使用する地産地消システムづくりを推進します。
- ・遊休農地を活用した市民農園や体験農園等の設置を推進します。
- ・学校給食での地元農産物の利用を促進します。
 - ※「市の取組み」は、流山市総合計画後期基本計画に位置付けた事業から作成しています。以下、基本目標2~5 も同様です。

◆ 目標指標の進捗

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H31
市内の緑に満足している	%	ı	ı	ı	ı	_	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
市民の割合	/0	ı	ı	ı	ı	-	79.3	78.3	79.3	81.8	ı	_
グリーンチェーン認定率	%	_	_	_	_	_	22.3	23.0	30.0	50.0	55.0	80.0
グリーフテェーフ認定学	70	_	_	_	_	_	24.0	30.0	50.0	40.7	1	_
流山市は住み心地が良いま	%	_	_	_	_	_	75.8	76.1	76.5	76.5	79.0	80.0
ちであると思う市民の割合	70	_	_	_	_	_	72.7	72.4	74.5	78.8	1	_
遊休農地面積有効利用割合	%	_	_	_	_	80.0	77.0	78.0	55.5	56.0	56.5	59.0
业 体展地画很有别利用制造	70	66.5	46.9	40.0	72.2	75.8	83.0	53.4	51.2	50.2	-	_

^{※「}目標指標」は、流山市総合計画後期基本計画の施策の目標指標を用いています。目標指標の解説は34ページ参照。以下、基本目標2~5も同様です。

◇ まちなか森づくりプロジェクト ◇

平成22年度から行われている植樹活動です。平成23~24年度は放射能の影響により中断しましたが、 平成25年度は下花輪福祉会館など市内5カ所で、約1,800人の市民の皆さんの協力を得て合計約1万本を植樹しました。このプロジェクトのほか、学校等に苗木を植えるグリーンウェイブや街路樹・公園整備、生垣設置補助、グリーンチェーン戦略などにより、市内の緑化を推進しています。



◇ 大堀川リバーサイドプロジェクト ◇

TXの周辺開発に合わせ行った親水空間を兼ねた防災調節池の整備事業で、平成24年度末に完成しました。整備計画には、周辺自治会なども参加し、その後地域の方々を中心に発足した「大堀川美しい水辺づくりの会」が、維持管理や子ども向けのイベント、ワークショップなどを行っています。



^{※「}遊休農地面積有効利用割合」の平成23年度以降の実績は算定方法変更のため値が大きく下がっています。



基本目標2



エネルギー効率が高く、

太陽の力を活用する低炭素なまち

【方針】

様々な場面での省エネルギー対策によりエネルギー効率を高めるとともに、太陽光発電を 軸とした再生可能エネルギーの導入を進め、二酸化炭素排出量の少ない低炭素型の都市の形 成を目指します。

【施策の方向】

① 「流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」の推進

市域から排出される温室効果ガス、特にそのほとんどを占めるエネルギー消費による二酸化炭素の排出削減に向けて、「ストップ温暖化!ながれやまにこにこプラン」*により、省エネルギーにつながる様々な環境配慮行動を推進します。また、市の業務から排出される温室効果ガスを削減するために、「ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画」*を推進します。

※「流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」⇒23ページ参照

② 都市と交通の低炭素化

流山市では新たな都市整備や再開発が進むことを踏まえ、太陽光発電を軸とした再生可能 エネルギーの利用、省エネルギー性能の高い設備機器や建物の普及、公共交通機関の充実な どにより、都市全体の低炭素化を進めます。

③ 市役所の環境マネジメントシステムの運用、改善

市の業務における環境への負荷の削減と、環境施策の推進について、進捗を管理し継続的 に改善していくために、環境マネジメントシステムの運用、改善を行います。

◆ 市の取組み

- ・太陽光発電を軸とした再生可能エネルギーの推進を行います。
- ・商店会街路灯などのLED化を推進します。
- 緑のカーテンの普及を進めます。
- ・電気自動車等の低公害車の導入と普及を推進します。
- ・公共施設への省エネルギー型機器や再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・再生可能エネルギーに関する情報を収集・整理します。
- ・ごみ焼却施設で発生する熱を有効に活用します。
- 路線バスやぐりーんバスなどの公共交通網の整備を推進します。
- ・道路施設の管理・改良を行います。
- ・病院等事業者の協力による高齢者の移動支援を図ります。
- ・平成20年度から取り組んでいる市の環境マネジメントシステムを運用・改善します。



◆ 目標指標の進捗

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H31
太陽光発電設備設置	世帯/年	_	_	_	_	_	40	50	90	90	90	90
奨励金交付世帯件数	世帝/平	_	-	_	_	_	40	88	84	151	_	_
快適に移動できる道路網 の整備がされていると	%	ı	ı	1	1	1	56.8	58.0	58.4	59.4	60.4	65.4
感じている市民の割合	/0	-	1	-	-	-	59.5	57.7	59.9	64.0	-	_
公共交通機関の利用に ついて満足と感じている	%	-	-	_	-	-	62.0	66.0	68.0	72.5	73.0	75.0
市民の割合	/0	ı	ı	ı	ı	1	70.3	70.0	72.1	76.8	ı	1
ぐり一んバス利用者数	万人	ı	1	ı	ı	50.0	64.0	65.0	65.0	71.0	71.5	74.0
くり一心八人利用有数	77.	5.1	21.3	41.6	47.9	57.4	64.9	66.1	67.8	68.1	ı	_
市街地内 CO2 吸収源	%	1	1	1	1	-	101	120	140	120	131	200
増加率	/0	ı	1	ı	1	ı	107	114	116	119	ı	_
市域の二酸化炭素排出量	千 t- CO ₂ /年	I	ı	I	I	I	615.8	603.4	591.1	582.7	574.3	532.4
川域の二酸化灰系排出里		597.5	591.0	652.8	629.5	606.0	597.0	608.1	ı	_	ı	_
市役所の温室効果ガス	%	_	_	_	_	_	98.0	96.0	94.0	92.0	90.0	_
排出量(H20 年度比)	/0	_	_	_	100	99.5	98.3	105.5	116.0	_	_	_

^{※「}市域の二酸化炭素排出量」は、国等の統計を用いて算出するため平成23年度が最新の数値となります。

◇ 4 つの理念で太陽光を軸に展開 ~流山市の再生可能エネルギー~ ◇

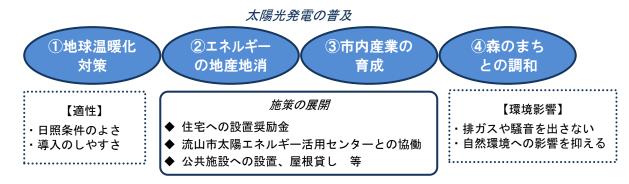
東日本大震災を経てエネルギー需給への関心が高まる中、流山市では再生可能エネルギーの中でも太陽光発電を軸とした施策展開を行っています。太陽エネルギーの活用は、冬季に晴天が続き年間日照時間が比較的長い関東平野に適しているとともに、他の再生可能エネルギーと比べ、導入が容易、周辺環境や生態系への影響を抑えられるなどの特長があります。また、樹木などに代表される緑も、太陽光を利用して二酸化炭素を吸収し酸素を排出する(光合成)ことから、太陽エネルギーの活用は本市の都市イメージである「森のまち」にも通じます。

市では、太陽エネルギー活用に関する施策の基本理念を以下のように考えます。

- ① 地球温暖化対策............ 二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー
- ② エネルギーの地産地消.... 地域で使用するエネルギーを地域で作る
- ③ 市内産業の育成..... 太陽光発電等の普及を市内事業者と協働で推進する
- ④ 森のまちとの調和....... 「森のまち」という都市イメージに合ったエネルギー利用

施策面では、次の3つを施策の中心に据えています。

- ・市内事業者からの購入・設置を条件とし、県内でも高い水準の住宅への「設置奨励金」の給付。
- ・地元企業と流山商工会議所が設立した「流山市太陽エネルギー活用センター」との協働による 低廉で安心安全な太陽光発電設備の普及。
- ・公共施設への設置と屋根貸し事業。



また今後、太陽熱や地中熱、小水力などの再生可能エネルギー設備が、技術開発等により環境影響、安全性、効率性などの課題を解消し低廉に広く普及する可能性もありますので、引き続き情報収集を行います。



基本目標3



ごみを少なく、

資源を有効に利用する循環型のまち

【方針】

「3R」を推進し循環型社会を目指します。また、発生抑制の推進、資源化の促進と併せて、安全で、環境負荷の少ないごみ処理を目指します。

3R:ごみを減量するための基本的な取組み。

- ・Reduce (リデュース): 発生抑制 (ごみも使う資源も元から減らす)
- ・Reuse (リユース): 再使用 (くりかえし使う)
- ・Recycle (リサイクル): 再生利用 (資源として再び利用する)

【施策の方向】

① 「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進

人口増等によるごみ排出量の増加要因を踏まえながら、循環型社会の形成と、環境負荷の少ないごみ処理に向けて、「流山市一般廃棄物処理基本計画」*に基づいて、ごみ減量化、資源化、3Rの啓発等を推進します。

※「流山市一般廃棄物処理基本計画」⇒25ページ参照

② 国・県の廃棄物行政や関連自治体との連携

資源の循環利用やごみ処理は、国・県の制度や広域的な経済活動と大きく関わることから、 国・県の廃棄物行政や関連自治体との連携を図ります。

③ 廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨て等への対策

廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨て等はまちの衛生や美観を損ね、また住民への迷惑となることから、これらの行為を防止します。

◆ 市の取組み

- ・広報やホームページなどで、3R運動に関する情報を提供します。
- ・リサイクル団体への支援を推進します。
- ・循環型社会を目指すため、ごみの回収方法に係る検討を行い資源化率と回収効率の向上を図ります。
- ・循環型社会形成推進基本法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進します。
- ・効率的な収集運搬とクリーンセンターの適正な運転管理を行います。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を強化します。



◆ 目標指標の進捗

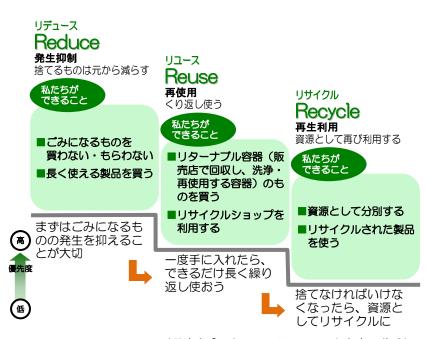
(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H31
1人1日あたり _	a	ı	-	ı	ı	975	972	960	945	934	921	871 (H30)
のごみ発生量	g	1,022	1,025	998	976	937	923	936	928	911	1	_
資源化率	%	1	-	1	1	33	29.1	28.8	29.5	29.6	29.7	30 (H30)
具冰化牛	/0	31.5	30.1	30.0	28.5	27.9	28.9	24.6	25.5	25.3	_	_
是終加公景	t	- 1	_	1	- 1	775	1,779	1,784	1,760	1,755	1,752	1,718 (H30)
最終処分量	ι	1,812	2,281	1,898	1,756	2,136	2,092	3,244	3,305	3,681	_	_

♦ 5Rから3Rへ ♦

第1次流山市環境基本計画では、循環型社会の推進として国が進める3Rに、流山市独自にRefuse (リフューズ:不要なものを買わない・受け取らない)、Rule (ルール:ごみ分別やポイ捨てなどの規則遵守)の2Rを加えた5Rを用いていましたが、本計画では全国的な取組みに合わせて、分かりやすい3Rとしました。平成24年に策定された国

平成24年に策定された国の第四次環境基本計画では、3Rの中でも、再資源化による資源の再生利用を意味するRecycle (リサイクル)



(環境省「いま、はじめる3R」を参考に作成)

よりも、特にごみの発生そのものを減量する Reduce (リデュース:発生抑制) と、製品等の再使用を意味する Reuse (リユース:再使用) の2Rを優先順位の高い取組みとして重視する姿勢を打ち出しており、本計画でも17ページの市民の皆さんへのお願いでリデュース (発生抑制) をごみ減量への最も重要な取組みとして位置付けています。

◇ ルールを守って快適に ◇

第1次環境基本計画の5Rで用いていた「ルール」は、不適切なごみ出しやポイ捨てなどに対応 したもので、市民アンケートでも同様の問題について多くの市民の皆さんが意見を寄せています。 ごみの分別や出し方、タバコのポイ捨てや路上喫煙、飼い犬のフンの処理などに関するルールを 守っていただくことにより、ごみ減量化や環境美化が進み、地域の皆さんに気持ちよく過ごしてい ただくことができます。

本計画では循環型社会を目指す施策に関して5Rから3Rへと表記を変更しますが、最も基本的なルールが重要であることに変わりはありません。市民の皆さんのルール遵守へのご協力をお願いします。



基本目標4



快適な生活環境で、

安心して健康に暮らせるまち

【方針】

大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、放射性物質等の監視・対応を行い、快適な 生活環境を維持し、安心して健康に暮らせることを目指します。

【施策の方向】

① 安心して健康に暮らせる快適な生活環境の保全

市民が健康で安心して暮らしていくためには、きれいな空気や水、静かさといった生活環境の質が大変に重要なことから、これらを監視し、必要に応じて被害の防止や浄化を実施します。

② 放射能対策

放射能に対する継続的なモニタリング調査を行い、結果を公表します。また、放射性物質による環境汚染を防止するための措置については、平成24年に環境基本法の改正により、大気汚染防止法などの環境法体系下の個別法で環境大臣が常時監視を行うこととなったことから、国・県の方針に基づき適切に対応を行います。

◆ 市の取組み

- ・工場、事業所などからの排出ガスや排水、騒音防止対策を強化し、指導、規制、啓発を推進します。
- ・大気環境や騒音の監視観測を実施し、情報公開などにより大気環境や騒音改善の啓発を行います。
- ・光化学スモッグについて、千葉県と連携し監視を行い市民への注意喚起を行います。
- ・河川などの水質測定を実施し、情報公開などによる啓発や効果的な水質浄化対策を推進します。
- ・公共下水道計画区域内では早期の下水道整備を促進し、普及率の向上に努めます。
- ・公共下水道の未整備地区では合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、高度処理型合併処理 浄化槽の設置を進めます。
- ・雨水浸透施設の設置を進め、豊かな水環境の保全・回復に努めます。
- ・雑草等の繁茂による病害虫の発生等を未然に防止するため、空き地の適正管理の啓発や不法燃 焼行為等の防止を推進します。
- ・良好な景観の維持、保全、創出を図るための対策を進めます。
- 放射能に対する継続的なモニタリング調査を行い情報を公開します。

◆ 目標指標の進捗

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H31
生活環境に関する苦情等	%	_	-	-	I	1	79.0	80.0	97.0	97.0	97.0	97.0
の処理率	/0	_	-	-	ı	-	82.0	85.0	95.0	95.2	_	_
公共下水道普及率	%	_	-	-	1	72.5	74.5	75.3	79.1	81.0	83.0	88.5
公共下水垣百及平	%	61.7	64.3	66.4	69.5	71.5	73.3	77.1	78.6	79.9	-	_
自宅周辺の街並みや景観	%	_	_	_	_	_	52.1	52.5	53.0	57.0	59.4	60.0
を誇りに思う市民の割合	70	_	_	_		-	56.4	56.1	54.7	59.3	_	_



◇ 福島第一原発事故に伴う放射能への対応 ◇

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質が東葛地域にも降下し影響を及ぼしました。放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された流山市は、平成24年2月に「流山市除染実施計画」を策定し、平成24年度末には公共施設や住宅の除染を完了しました。また、平成25年1月からは、除染を実施した施設や公園の事後モニタリング(372か所、3か月ごと)を行い、測定結果を市ホームページで公表しています。



学校の除染

公共施設の除染

「流山市除染実施計画」に基づき、子どもが多く利用する小・中学校、幼稚園、保育園などの62 施設で、原状回復工事などを除く実質的な除染作業を平成24年8月末に全て完了しました。いずれの施設も市の目標値である地表から高さ5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満となりました。なお、平成25年1月からは、除染実施済み施設の事後モニタリングを行っています。

住宅の除染

平成 24 年 4 月に、住宅の除染を希望する方の放射線量測定受付を行ったところ、5, 413 件(集合住宅は 1 物件 1 件)の申し込みがありました。そのうち、除染対象となった住宅地等(1 メートルの高さで毎時 0. 23 マイクロシーベルト以上:1, 603 件)の除染などの作業を行い平成 25 年 3 月末で完了しました。

◇ 微小粒子状物質(PM2.5) ◇

PM*2.5 は大気中に浮遊している 2.5 マイクロメートル (1 マイクロメートルは 1mm の 1/1000) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM*: 10 マイクロメートル以下の粒子) よりも小さな粒子です。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が懸念されています。

平成25年1月頃から、中国北京市を中心にPM2.5等による大規模な大気汚染が断続的に発生しました。国は平成25年2月に注意喚起のための暫定的な指針を示し、千葉県でも同年3月12日からPM2.5の日平均値が70マイクログラム/m³を超えると予想される場合には注意喚起を行う体制をとっています。流山市では、千葉県から注意喚起が発令された場合、防災無線や、安心メール、ホームページ等で市民の皆さんへ情報を提供しています。

※PM: Particulate Matter (粒子状物質)

※SPM: Suspended Particulate Matter (浮遊粒子状物質)



基本目標5



市民・事業者が、

積極的な環境保全と改善に取り組むまち

【方針】

基本目標1から4の実現のためには、市民や事業者の皆さんの環境意識の高まりと、生活、 移動、仕事など様々な場面での行動が求められます。市民・事業者の皆さんがそれぞれの自 主的な取組みを行う基盤の整備と連携の発展を目指します。

【施策の方向】

① 市民・事業者への啓発、相互の情報提供

市民・事業者の環境への意識が高まり、環境への負荷をかけない行動が定着するよう、啓発と情報提供を行います。また、市民からの情報を受けて活用します。

② 環境学習、環境保全活動の促進、支援

環境に対する理解が広がり、様々な立場や分野での組織的な環境保全活動が展開されるよう、環境学習、環境保全活動の促進、支援を行います。

③ 参加型事業、協働事業、ネットワークづくりの推進

市と市民・事業者が連携した環境保全の取組みを実現していくため、参加型事業、協働事業、ネットワークづくりの推進を行います。

◆ 市の取組み

- ・事業者の I S O 及びエコアクション 2 1 認証等、環境マネジメントシステム認証取得の奨励及 び普及啓発に努めます。
- ・開発に係る事前協議等により、事業者の環境保全への取組みを促進します。
- 環境講座等により市民への環境学習の機会を提供します。
- ・市民や事業者、市民団体と市が連携・協力しながら、地域の環境保全活動に取り組みます。
- ・小・中学校等での環境教育の充実を図ります。
- ・環境保全活動等に貢献した市民や市民グループなどを顕彰します。
- ・市民団体やボランティア活動の場を整備します。

◆ 目標指標の進捗

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H31
I S O またはエコアクション 2 1 を認証登録して	個所	_	1	1	1	1	82	85	87	88	89	97
いる事業所	IIII F)I	_	_	_	_	_	82	82	83	88	_	_

[※]平成25年度に環境マネジメントシステムの一種「エコアクション21」の認証取得に対する補助金給付を開始した ため、この年度から指標にエコアクション21の認証を追加しています。平成25年度実績88件にはエコアクション 21登録事業所4個所を含みます。



◆ 市民・事業者の皆さんができること

望ましい環境像を目指し、基本目標を実現していくためには、市の施策とともに、市民・事業者の皆さんの環境保全への取組みや協力が不可欠です。また、5つの基本目標は互いに関係しあっているため、緑化や生態系を守ることが地球温暖化対策に、あるいはごみ減量や省エネルギーが快適な生活環境につながるなど、一つひとつの行動が幅広い意味を持っています。

ここでは、市民・事業者の皆さんに日常的に取り組んでいただきたい環境行動として、計画 策定の基礎調査として行ったアンケートを参考に、取り組みやすく、効果が期待できるものを 選んで示しています。(アンケートについては 29 ページを参照)

- 基本目標1に関してのお願い ~自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち~ 。

四季を楽しみ、自然への興味を持ち続けることが、 自然環境保全への第一歩です。

自然環境や都市緑化に対する関心を持ち続けていただくことをお願いします。市民の皆さんは、自然や生物にふれあうイベントへの参加のほか、緑のカーテンの設置やオープンガーデンへの参加、生垣設置など、また事業者の皆さんは、グリーンチェーン認定の取得や地域・事業所の緑化などにご協力ください。

★アンケートの意見★

市内の自然に関心を持つ市民の皆さんが約9割である一方、市内の自然が豊かだと思うという回答は約半数となっています。また、事業者アンケートでは、3割が事業所の緑化推進を実施・予定ありとしていますが、他の自然環境への取組みについては、低い値となっています。



市野谷の森で行われる散策イベント

- 基本目標2に関してのお願い ~エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち~

省エネ型機器の選択、地産地消への協力をお願いします。

節電やエコドライブなど、日常的な省エネルギー行動 については、東日本大震災の経験を忘れることなく、継 続をお願いします。

家電等の機器の買い替えの時には、省エネルギー性能 の高いものを選んでください。また、太陽光発電を導入 すると、二酸化炭素排出量削減の効果が高まります。

市内や近隣で作ったものを購入する地産地消は、輸送 に使われるエネルギーを抑えるほか、農林地の保全など にもつながるため、協力をお願いします。



★アンケートの意見★

地球温暖化への取組みについての回答は、「日常生活が多少不便になっても積極的に取り組む」が約16%、「日常生活の中でできることから取り組む」が約71%で、ほとんどの方が日常生活の中で地球温暖化へ取り組むことの必要性を感じながらも、その取組みへの考え方には幅があります。

また、太陽光発電や省エネ機器に 対して約半数の方が興味があると 回答しています。

[左図]

2003年度製の冷蔵庫と比べて2013年度製の冷蔵庫の消費電力量は、3分の1程度まで下がっています。

出典:一般社団法人 日本電気工業会 各年度毎に定格内容積 401L~450L の冷 蔵庫の年間消費電力量を推定した目安で あり、幅をもたせて表示しています。



- 基本目標3に関してのお願い ~ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち~ -

最も重要なのは「リデュース(発生抑制)」です。

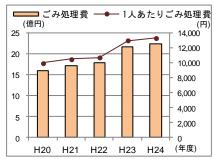
資源を大量に消費する社会は、リサイクルを増やしても、環境への負荷を増やし、ごみ処理に多くの費用を使います。そのため、ごみになるものを購入しないなど、ごみの発生を抑えることが最も重要です。

また、生ごみの水切りなどの減量を行っていただくことで、ごみ処理で使用する燃料を減らすことができます。マイバッグの推進や簡易包装の浸透などには、事業者の皆さんの協力も必要です。

ごみ発生量の推移



ごみ処理にかかる費用の推移



ごみの発生量は、平成20年度以降、人口は増加していながらもほぼ横ばいで、1人1日あたりごみ量は減少しています。(グラフ左)

しかし、処理費用は、平成23年度以降、放射能の影響による溶融飛灰及び溶融スラグの最終処分量の増加等により増加していますので、さらなるごみ発生抑制が必要です。(グラフ右)

⇒25ページ参照

★アンケートの意見★

過剰包装を断ることや、余分なものを購入しないという方は約55%程度となっており、さらに発生抑制の啓発が必要です。

不法投棄やポイ捨ての防止は、次の基本目標4にもつながるもので、自由意見でも多くの方が、犬のフンの放置 やタバコのポイ捨てをしないなどのルールの徹底について意見を寄せています。

- 基本目標4に関してのお願い 〜快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち〜 -

快適な生活環境のために近隣への配慮を。

生活環境には、大気や水質、騒音、振動、悪臭、放射性物質、雑草の繁茂、野焼きなど安心や健康に直接影響するものから、生活を不快にするものまで、幅広い事項が含まれます。 快適な生活環境のためには、普段の生活や事業活動における配慮、対策が必要です。

水質保全のために、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行いましょう。廃油や ごみ、危険物(ガソリン、シンナー、灯油等)を流してはいけません。

また、製造、建設、飲食サービス等を行う事業者の皆さんには、騒音、振動、悪臭などで 近隣住民の生活を妨げることのないよう配慮をお願いします。

市では、平成24年に「流山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を施行しました。空き地の所有者の皆さんは、近隣の迷惑にならないよう土地の適正な管理をお願いします。また、山林の枝葉についても、近隣への配慮をお願いします。

★アンケートの意見★

地域環境で重要なものとして、市民も事業者も約半数が「汚染や公害がないこと」と回答しています。 また、雑草の繁茂や河川の臭いなどについても意見が寄せられています。

環境保全等苦情処理件数 (平成 24 年度)

悪臭	大気	振動	騒音	水質	動物他	害虫等	雑草樹木
6	0	6	14	1	22	4	107
廃棄物投棄	浄化槽	野焼き等	墓地関係	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
15	7	7	0	0	0	17	206



- 基本目標5に関してのお願い ~市民・事業者が、積極的な環境保全と改善に取り組むまち~-

市や市民団体が行うイベントや講座、市民活動などに参加しましょう。

基本目標1~4の実現には、市民・事業者・市のそれぞれの自主的な取組みと、情報共有、ネットワークの構築が重要です。また、市内の環境団体等*が活発な活動を行っていますので、こうした機会への積極的な参加をお願いします。

※主な環境団体等⇒33ページ参照

市内の自然散策

四季折々の自然を堪能できる市内スポットの中でも、利根運河は、市や市民団体がウオーキングイベントなどを行う自然散策の定番コースとなっています。



花と緑のボランティア

「花と緑のボランティア」の皆さんは、公園や街路樹などの身近な緑の手入れを行っている個人や団体です。(平成 26 年 8 月現在、個人46 人、団体数 21 (481 人))



森や林の管理、苗木の育成

市内では、森や林の維持・管理を ボランティアで行っている団体や、 ドングリから苗木を育てる団体な どが活発に活動しています。



市民環境講座・出前講座

自然環境、節電、地球温暖化防止などをテーマに、市民団体に委託して行う環境講座です。団体などに講師が出向く出前講座と、講演会などの形式の市民環境講座があります。



今上落の清掃活動

江戸川に沿って南北に流れる今上落を魚やしじみが捕れる川によみがえらせようと、地元ボランティアグループが、平成15年から毎年河川清掃を行っています。



小学生クリーンセンター見学

小学生を対象に行うごみ焼却施設見学です。ごみピットや選別の見学のほか、地球温暖化などの講義が行われます。同センターは一般の方も見学できます(要予約)。



まちをきれいに志隊

平成 24 年に始まったクリーン・ボランティア「まちをきれいに志隊」は、地域の清掃活動を行っている個人や団体の方々が登録されています。(平成 26 年8 月現在 129 人)



飼い主のマナー向上

平成25年に開始した「犬のフンの放置防止運動」は、主旨に賛同し登録した飼い主の皆さんにステッカーを配り啓発を行うものです。 (平成26年8月現在174人)



坂川や富士川で水の学習

坂川や支流の富士川では、小学5年生が川に入り生き物にふれあうほか、国土交通省の職員の指導で採取した水の水質調査を行っています。

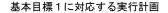


Ⅳ 環境基本計画に基づく実行計画の推進

本計画では、「生物多様性ながれやま戦略」「流山市地球温暖化対策実行計画」「流山市一般廃棄物処理基本計画」の3つの実行計画を重点的に推進します。

3つの実行計画は平成21年度に策定し、持続可能な社会を実現するため、「生き物との共生」「低炭素」「循環型」という社会の姿を目指して推進してきたものです。3つの社会の姿は本計画の基本目標1、基本目標2、基本目標3にそれぞれ対応するとともに、相互に関連・補完しており、各計画の着実な推進が、本計画の望ましい環境像の実現につながります。

環境基本計画の5つの基本目標と3つの実行計画



生物多様性ながれやま戦略

基本目標1

自然と共生しオオタカがすむ、 緑と水に育まれるまち



生き物との共生

基本目標2に対応する実行計画

流山市地球温暖化対策 実行計画





流山市が目指す望ましい環境像

緑・水・風土の豊かさを 子どもたちに残そう 森のまち・流山

基本目標3に対応する実行計画

流山市一般廃棄物処理 基本計画



低炭素都市

基本目標2

エネルギー効率が高く、 太陽の力を活用する低炭素なまち

循環型社会

基本目標3

ごみを少なく、資源を有効に 利用する循環型のまち

3 つの社会像の前提となる、安心して 健康に暮らせる快適環境の保全

基本目標4

快適な生活環境で、 安心して健康に暮らせるまち

各主体の積極的な取組みによる環境保全活動と実行計画の推進

基本目標5

市民・事業者が、積極的な 環境保全と改善に取り組むまち

◇ 環境基本条例制定以降の流山市の環境施策 ◇

流山市では、平成13年7月に環境の保全及び創造のための基本理念や施策の基本的な事項を定めた 流山市環境基本条例を制定し、同条例に基づき、平成17年度に流山市環境基本計画(平成17~26年度)を策定しました。

平成18年に環境基本計画の行動計画となる「第1期環境行動計画」を策定し、施策の推進と進捗管理を行っていましたが、平成22年3月の行動計画の見直し時に流山市環境マネジメントシステムに統合し、このシステムによる進捗管理を行っています。

◇ 持続可能な社会の実現と流山市の施策 ◇

平成19年に国は「21世紀環境立国戦略」の中で、自然共生社会・低炭素社会・循環型社会の3つの社会像をもって、持続可能な社会の実現を目指すことを示しました。

流山市はその流れに対応して、平成 21 年度に 3 つの実行計画を策定しました。また、流山市の都市 イメージである「都心から一番近い森のまち」に重なる社会の姿として、生き物との共生・低炭素都 市・循環型社会を示して、3 つの実行計画の推進を図ってきました。

3つの社会の姿と実行計画

生き物との共生・・・・・生物多様性ながれやま戦略(平成22~72年度)

低炭素都市づくり ・・・ 流山市地球温暖化対策実行計画

- ・ストップ温暖化!ながれやまにこにこプラン (平成 22~32 年度)
- ・ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画(平成22~26年度)

循環型社会づくり … 流山市一般廃棄物処理基本計画 (平成 22~30 年度)

これら 3 つの計画は、流山市環境基本計画を上位計画とする実行計画に位置付けるとともに、持続可能な社会の実現に対応するものとして重要な計画となっています。

流山市環境基本条例策定以降の推移

平成 13 年 7 月	流山市環境基本条例制定
平成 17 年 7 月	流山市環境基本計画(平成 17~26 年度)策定
平成 18 年 3 月	第1期流山市環境行動計画(平成17~21年度)策定
平成 20 年度	流山市環境マネジメントシステム導入
平成 20 平及	エコアクション 21 の認証を取得 (3月)
平成 22 年 3 月	生物多様性ながれやま戦略(平成 22~72 年度)策定
亚出 20 年 2 日	ストップ温暖化!ながれやまにこにこプラン(平成 22~32 年度)策定
平成 22 年 3 月	ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画(平成 22~26 年度)策定
平成 22 年 3 月	流山市一般廃棄物処理基本計画(平成 22~30 年度)策定

1 「生物多様性ながれやま戦略」の推進

平成22年3月に全国の市町村に先駆けて策定した生物多様性ながれやま戦略は、生物多様性の保全と回復に関する取組みの計画的な推進、生態系ネットワークと市民活動団体等のネットワークの構築を目指す50年の長期戦略です。

① 概要

対象範囲:市内全域

計画期間: 平成22年度から50年間

目標:「多くの生きものが生息・生育する多様な環境~水と緑の回廊と地域の生態系ネット

ワークの構築~」を将来像とし、初期・中期・最終段階に分け、情報の共有・蓄積、

重点地区・拠点の拡大、拠点及び人のネットワークの構築を進めます。

基本方針	重点地区と拠点					
1. 生物多様性の保全と回復 2. 生物多様性の価値の持続可能な利用 3. 環境教育・環境学習機会の創出 4. 基盤情報の整備・充実	「利根運河地区」(3 拠点) ① 利根運河	1				
		8 大堀川				

② 進捗状況

重点地区として、市野谷の森地区と利根運河地区の2地区に8拠点を定め、市民及び市民団体と協働でモニタリング調査を行うほか、イベント等での生物多様性に関する啓発と情報提供、学校等公共施設への苗木の植樹を行っています。

③ 今後の方向性

【啓発・情報提供】

・自然環境や生物多様性に対する市民の理解が進むよう、啓発や情報提供を行います。

【重点地区・拠点での保全・回復】

・平成26年度に2重点地区の3年間のモニタリング調査が完了したことから、調査結果のまとめと評価を行い、重点地区に係る保全・回復のあり方を検討します。

【重点地区・拠点の拡充】

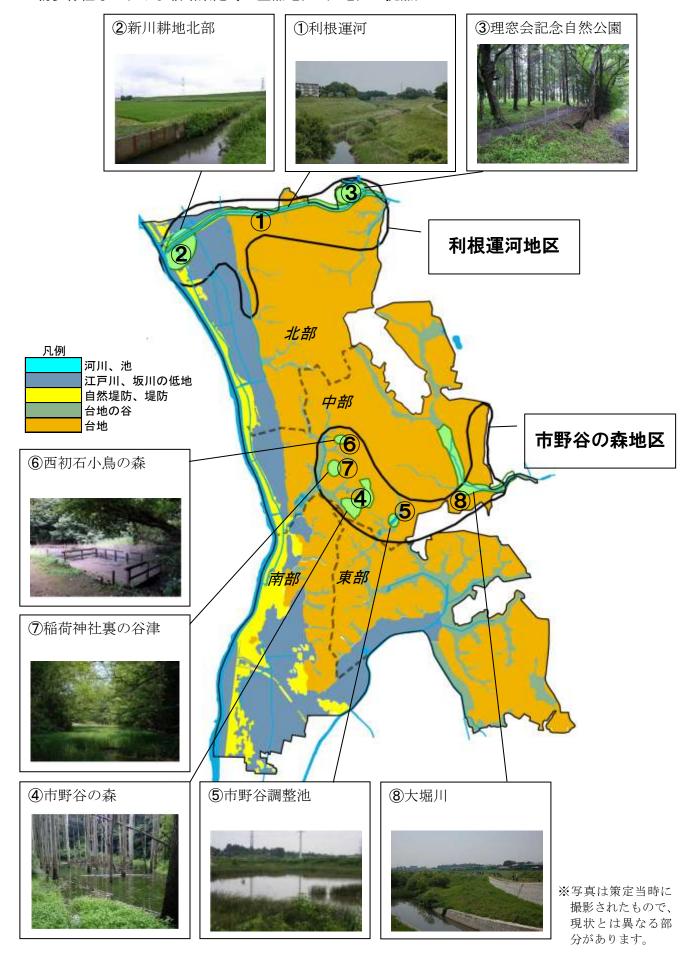
- ・次期戦略の見直し時に、東部・南部地区を含む新たな重点地区・拠点の拡大を検討します。
- ・活動拠点同士の生態系ネットワーク*構築を検討します。
- ・モニタリング調査手法の再検討、調査員の確保・育成などを進めます。

※戦略で示すネットワークには、「水と緑の回廊」という言葉が示すとおり、野生生物の生息地の連続性の確保と、 拠点でフィールドワークを行う市民・団体・事業者・行政の情報共有ネットワークの2つの意味があります。

★市民の声★

市民アンケートでは、市内の緑や自然環境に約9割の方が関心があると回答しています。その一方、市内の自然や生き物が豊かであると感じている市民は約5割となっています。また、自由意見でも市内の緑を残す施策を推進してほしいという意見が多数あり、新たな重点地区や拠点の選定、ネットワークの構築等の戦略の推進と合わせて、緑地の保全・回復等を推進する必要があります。

生物多様性ながれやま戦略策定時の重点地区(2地区8拠点)



2 「流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」の推進

平成22年3月策定の流山市地球温暖化対策実行計画には、流山市域全域を対象とした区域施 策編「ストップ温暖化!ながれやまにこにこプラン」と、市役所等公共施設を対象とした事務 事業編「ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画」があります。

(1) ストップ温暖化!ながれやまにこにこプラン:地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

① 概要

対象範囲:流山市域全域 計画期間:平成22年度~平成32年度(基準年度:平成19年度)

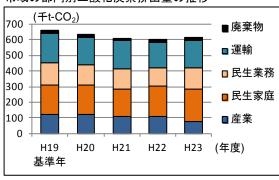
目標: 二酸化炭素排出量を平成32年度までに平成19年度比20%以上削減

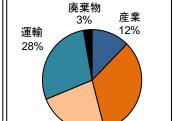
基本施策	重点プロジェクト
・ソフトパワーを引き出す人・組織・仕組づくり	・環境家計簿普及プロジェクト
・ライフスタイルの変革	・環境マネジメントシステム利用プロジェクト
・省エネルギー型事業活動の促進	・再生可能エネルギー利用プロジェクト
・持続可能な交通システムの構築	ながれやま交通改革プロジェクト
・都心から一番近い森のまちの形成	・ケロクルタウン(循環型社会)形成プロジェクト
	・二酸化炭素吸収源対策プロジェクト

② 進捗状況

平成23年度の二酸化炭素排出量は基準年度比-6.9%と順調に減少していますが、産業部門の 削減が目立つ反面、人口増が影響する民生家庭部門の増加が顕著となっています。また民生業 務部門も基準年度当時に戻りつつあり、民生部門に対する施策を推進する必要があります。

市域の部門別二酸化炭素排出量の推移

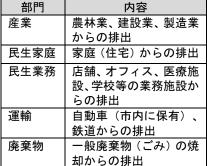




民生家庭

34%

部門別排出割合(平成23年度)



排出区分

※市域の温室効果ガス排出量は国・県等の統計資料から算定するため、2 年遅れての算定・公表となり、最新の数値については、平成 23 年度の排出量となっています。

民生業務

23%

③ 今後の方向性

【計画の見直し】

・国の地球温暖化対策計画による削減目標等が確定した後、適正な時点での見直しを行います。

【民生部門の二酸化炭素排出量の削減】

- ・継続した啓発・情報提供による意識改革を促すとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の普及施策を検討します。
- ・つくばエクスプレス沿線を中心にオフィス・店舗等の増加が見込まれるため、事業者への施 策を推進します。

(2) ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画:地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

① 概要

対象範囲: 市が行う事務事業 計画期間: 平成22年度~平成26年度(基準年度: 平成20年度)

目標: 温室効果ガス排出量を平成26年度までに平成20年度比10%削減

重点プロジェクト	環境行動の内容
1. 職員の意識の向上・行動の促進	1. 電気・燃料使用に係る行動
2. 環境行動推進員の拡充	2. 施設管理に係る行動
3. 公用車改革	3. 公用車使用に係る行動
4. 省エネルギー対策・新エネルギー対策	4. 水道使用に係る行動
5. 緑化の推進	5. 用紙類使用に係る行動
6. 廃棄物処理施設の適切な運転とごみ減量・資源化の推進	6. 廃棄物抑制に係る行動
7. グリーン購入	7. 物品の購入に係る行動

② 進捗状況

平成24年度の市役所の事務・事業からのエネルギー使用量自体は前年度比で、電気8.5%、都市ガス15.4%、ガソリン5.2%を削減していますが、温室効果ガス排出量は基準年度比16%増となっています。主な排出源は、クリーンセンターに搬入された一般廃棄物の焼却が63%、市役所等施設のエネルギー使用が37%を占めており(下表参照)、一般廃棄物の焼却による排出量の増加と、エネルギー使用のうち電気使用量から排出量を算出する二酸化炭素排出係数の上昇が影響しています。

市役所の事務・事業からの温室効果ガス排出量の推移 (単位:t-CO₂)

区分	H20 (基準年)	H21	H22	H23	H24	基準年度比
エネルギー使用	13,477	12,683	12,311	13,909	13,800	+2.4%
一般廃棄物の焼却	18,741	19,372	19,370	20,090	23,589	+25.9%
生活排水処理	115	115	112	110	110	-4.3%
その他	12	11	17	14	14	+16.7%
合計	32,345	32,181	31,811	34,123	37,513	+16.0%

[※]小数点以下四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

③ 今後の方向性

【計画の見直し】

・国の地球温暖化対策計画による削減目標等が確定した後、適正な時点での見直しを行います。

【市役所の事務・事業からの温室効果ガスの削減】

- ・市役所のエネルギー使用量を削減するため、職員の啓発等ソフト面での取組みのほか、施設 の適正な運転管理、更新時の省エネルギー設備導入などのハード面の取組みを推進します。
- ・排出量の 6 割を占めるクリーンセンターへ搬入された一般廃棄物処理による排出抑制のため、 廃棄物削減の施策を推進します。

★市民の声★

市民アンケートでは、地球温暖化問題について関心がある市民が9割となっており、省エネルギー・再生可能エネルギー設備についても導入量はまだ少ないものの、太陽光発電設備を始めとする各設備・機器に対して、約半数の方が興味はあると回答しています。また、市に力を入れて取り組んでほしい施策として、市民・事業者ともに、再生可能エネルギーの利用、交通改革、循環型社会形成、緑化による二酸化炭素吸収源対策等をあげています。

3 「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進

平成22年3月策定の流山市一般廃棄物処理基本計画では、流山市らしい循環型社会「ケロクルタウン^{**}」を目指し施策を定めています。

※ケロクルタウンとは、意識や生活をカエル(変える)ことで、これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、最適生産、最適消費、最少廃棄が進んだ流山らしい循環型社会の愛称です。



ごみ減量・資源化 キャラクター 「ケロクル」

① 概要

計画期間:平成22年度~平成30年度

目標 : ごみ発生量(1人1日当たり原単位)871g以下 資源化率30%以上、最終処分量1,718t/年以下

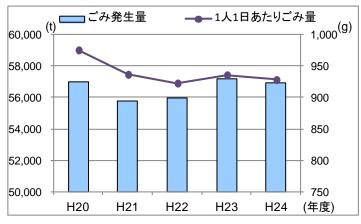
基本方針・基本施策	重点施策
1. 大量廃棄、大量リサイクルからの脱却	1. ごみ減量・資源化の啓発
・発生抑制の推進	2. ホームページや広報等による情報提供
・資源化の推進	3. 生ごみ資源化の推進
2. 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築	4. 家庭における水切りの徹底
・適正処理の実施	5.事業系ごみの減量・リサイクルの促進
・最終処分量の削減	6.マイバッグの普及促進
・地球温暖化防止への配慮	7. バイオマスの利用
	8. ごみ処理からの CO2排出の抑制

② 進捗状況

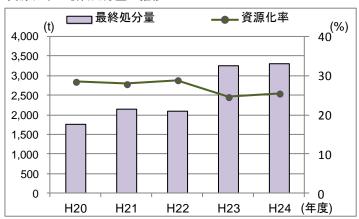
本市のごみ発生量はほぼ横ばいとなっています。平成20年度から平成24年度までの5年間で、人口は約4.9%増加していますが、ごみ発生量は91t減少しています。1人1日当たりのごみ発生量は、平成20年度の976gに対し、平成24年度は928gと減少し、現行計画で設定していた目標値(平成24年度の中間目標値=945g以下)を達成しています。(グラフ上)

しかし、資源化率と最終処分量については、放射能の影響により平成23年度から溶融飛灰及び溶融スラグを資源化できなくなったことなどにより、現行計画で設定していた目標値(平成24年度の中間目標値=資源化率29.5%以上、最終処分量1,760t以下)を達成することができませんでした。(グラフ下)

ごみ発生量の推移



資源化率と最終処分量の推移



③ 今後の方向性

【ごみ減量・資源化施策の推進】

- ・1人1日当たりのごみ発生量は順調に減少していますが、引き続き、ごみの発生抑制、資源化推進、適正処理、最終処分量削減の施策を推進します。
- ・3 Rの内、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の施策を強化するため、ごみ減量に関する啓発・情報提供、廃棄物減量等推進員制度の改善、生ごみの水切りやマイバッグの普及促進、フリーマーケット開催等の拡充を検討します。
- ・トレーや紙パック等の店頭回収など事業者による資源物回収ルートの拡充方策を検討します。
- ・平成24年度に行ったプラスチックごみの分別方法の検証を行い、再資源化率の向上を図ります。また、平成24年度に一元化した資源物の集団回収について、区画整理等により新たにできる居住区域の新住民への周知・啓発を行います。

【適正処理と利便性の向上】

- ・事業者が排出する産業廃棄物等がごみステーションに排出されないよう適正排出の啓発を強 化します。
- ・高齢者の増加に対応し行っているひとり暮らし高齢者のごみの戸別収集について、廃棄物の 収集と合わせ、関係機関と連携した見守り支援を推進します。

★市民の声★

市民・事業者アンケートでは、市民のごみ問題やリサイクルへの関心が約85%と高い一方、1年前よりごみの量が減少したと回答した方は約24%にとどまります。事業所では、取組みが不十分であると認識している事業所が約53%あり、1年前よりごみの量が減少したと回答した事業所も約27%となっています。ごみ減量化・リサイクルへの関心・意欲が高い一方で、ごみが減りにくい様子がうかがえ、一般家庭から排出される生ごみ等へのより有効な対策が求められています。

参考資料

1. 策定経過

(1) 流山市環境審議会委員

任期: 平成24年8月2日から平成26年8月1日まで

氏名 役職		区分	所属等	
朽津	和幸			東京理科大学
赤坂	郁美	審議会副会長	 学識経験を有する者	専修大学
金森	有子		子畝座駅を有りる有	国立環境研究所
吉永	明弘	策定部会部会長		江戸川大学
足原	英二		古光正と奴労ナッキ	流山商工会議所
和田	まつゑ		事業所を経営する者	流山商工会議所
矢野	光明		農業団体を代表する者	とうかつ中央農協
新保	國弘	審議会会長・策定部会	環境団体を代表する者	東葛自然と文化研究所
秋元	五郎	策定部会		公募
宮原	久子		本民 签	公募
和田	登志子	策定部会副部会長	市民等	公募
中大路	各 早智江	策定部会		公募

(敬称略)

任期: 平成26年 月 日から平成28年 月 日まで

区別・干成20十一万 日がり干成20十一万 日よく				
氏名	役職	区分	所属等	
		 学識経験を有する者		
		 事業所を経営する者		
		典楽団仕と小書よって		
		農業団体を代表する者		
		環境団体を代表する者		
			公募	
		市民等	公募	
			公募	
			公募	

(敬称略)

(2) 策定経過

77	- b L -	
	^Z 成 25 年度 5 1 回環境審議会	概要説明、策定体制・スケジュール等
	Z成 25 年度 第 2 回環境審議会	諮問、策定部会の発足等
	Z成 25 年度 6 1 回環境基本計画策定部会	市民・事業者アンケートについて等
平成 25 年 11 月 13 日 ~11 月 30 日		デンケートの実施 000 人、200 事業所)
1 14 60 76 1E 1 D 77 H 1	Z成 25 年度 第 2 回環境基本計画策定部会	市民・事業者アンケート集計結果、市域環境の現状と課題等
	^Z 成 25 年度 第 3 回環境審議会	市民・事業者アンケート集計結果、市域環境の現状と課題等
	Z成 25 年度 第 3 回環境基本計画策定部会	骨子案審議
1 业 成 76 往 3 日 10 日	^工 成 25 年度 6 4 回環境基本計画策定部会	骨子案審議
	^Z 成 25 年度 5 4 回環境審議会	骨子案審議
	^工 成 26 年度 5 1 回環境基本計画策定部会	素案審議
1 1/ 6/ 7/6 /2 /1 11 7/8 11	Z成 26 年度 第 2 回環境基本計画策定部会	素案審議
平成 26 年 5 月 2 日	グリーンフェスティバル会場`	でアンケート集計結果のパネル展示
	Z成 26 年度 第 1 回環境審議会	素案審議
	Z成 26 年度 第 3 回環境基本計画策定部会	素案審議
	Z成 26 年度 6 4 回環境基本計画策定部会	素案審議
1 34 0 76 往 6 日 30 日 1 1	Z成 26 年度 第 2 回環境審議会	素案審議
	Z成 26 年度 5 5 回環境基本計画策定部会	素案審議
1 业 成 76 往 7 日 78 日 1 1	Z成 26 年度 第 3 回環境審議会	素案審議
平成 26 年 7 月 31 日		答申
平成 26 年 9 月 1 日 ~9 月 30 日	パブリックコメン	· トによる意見募集実施
	Z成 26 年度 5 4 回環境審議会	





左:環境審議会

右:市民・事業者アンケートの パネル展示

(3) 市民・事業者アンケートの概要

本計画策定の基礎調査として平成 25 年 11 月に市民 3,000 人、200 事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

設問内容は、自然環境、地球温暖化、廃棄物、環境教育等に関する意識や取組みについてのもので、市民 1,270人(回答率 42.3%)、90事業所(回答率 45.0%)から回答をいただきました。

アンケート結果については、別に「平成 25 年度流山市環境基本計画に係るアンケート」として、市ホームページで公開しているほか、情報公開コーナー、各図書館でご覧いただけます。

	市民	事業者	
対象	市内在住の市民 3,000 人	市内に事業所を置く事業者 200	
回答	返送数 1,270 回答率 42.3%	返送数 90 回答率 45.0%	
実施時期	平成 25 年 11 月 13 日から同月 30 日(投函)まで		
配布・回収方法	郵送		

(4) パブリックコメント結果

2. 流山市環境基本条例

平成13年7月2日 条例第22号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等(第8条-第16条)

第3章 市民参加の推進(第17条―第19条)

第4章 地球環境保全の推進(第20条)

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等(第21条-第23条)

附則

流山は、首都圏内に位置し、緑豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知を受け継ぎながら、清潔な環境の備わった都市へと着実に発展を遂げてきた。

これまでの発展により、物質的な豊かさは得たものの、一部の自然は減少し、反対に廃棄物は増加しつつあるなどの環境問題が生じてきている。

今日の環境問題は、地球規模へと拡大し、かけがえのない人類の生存基盤をも脅かそうとするまでになっている。

恵みある良好な環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上で基本的な権利であり、人と自然が共生できるうるおいのある環境を次世代へ継承していくことは、平和な繁栄を続けるための義務である。

今こそ、市、市民及び事業者は、それぞれ協力関係のもとに、国際的視野を持って、環境の保全及び 創造のため積極的な行動に努め、その実現はそれぞれの共通の課題であることを再確認し、認識を新た に環境への負荷の低減に努め、持続的発展の可能な循環型社会への移行を図っていくため、この条例を 制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。(基本理念)
- 第3条 環境の保全及び創造に向けた基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境を将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
 - (2) 社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
 - (3) 環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、歴史等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

- (4) 地球環境保全は、人類の共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり環境の保全上の支障を防止するため、その日常において環境への 負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務 を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、環境への負荷の低減に努めるとともに自然環境を適正に保全するため、自ら必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその 適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。 (施策等の公表)
- 第7条 市長は、毎年度、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等 (環境基本計画の策定)
- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、流山市環境 基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ流山市環境審議会の意見を聴かなければ ならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。 (市の施策の策定等に当たっての配慮)
- 第9条 市は、施策の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分に配慮しなければ ならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

- 第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。
 - (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、 必要な規制の措置を講じるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者と環境の保全に関する必要な協 定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置等)

- 第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置を 執るように誘導することができる。
- 2 市は前項の規定により、適切な措置を執るよう誘導した場合において、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

- 第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

- 第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切 に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第3章 市民参加の推進

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、施策のあり方等についての提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深められるよう、学習の機会、 教材としての資料の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。 第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等

(市民及び事業者の協力)

第21条 市は、市民及び事業者との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものと する。

(他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方 公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

(施策の調整体制の整備等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市、市民及び事業者がそれぞれ自 主的に活動できるよう総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 主な環境団体等

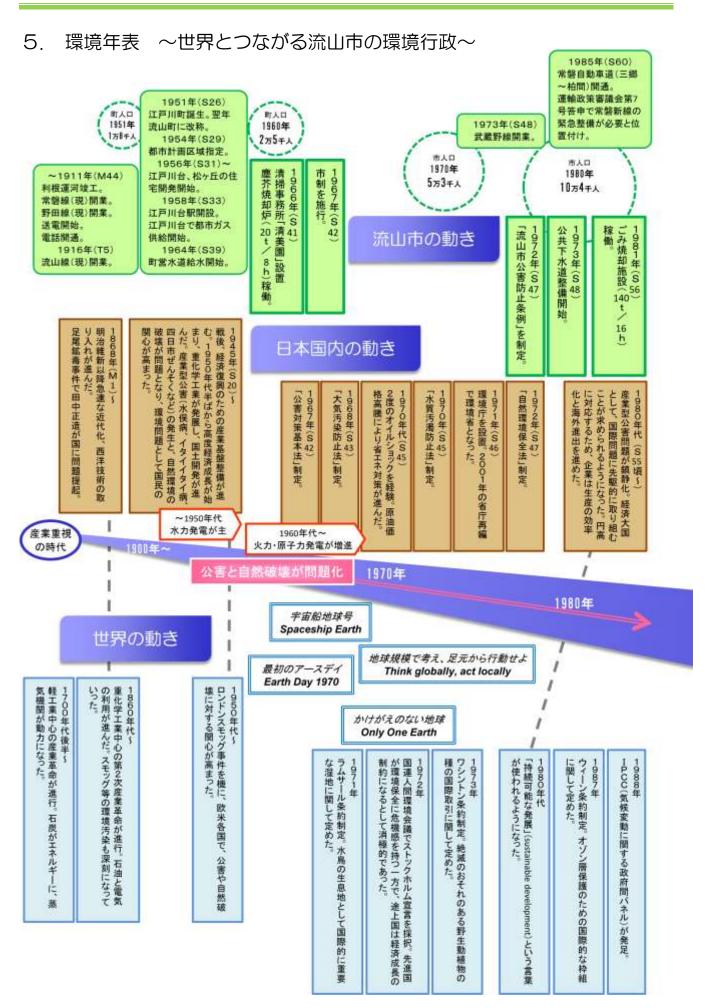
市内には様々な活動を行う市民団体等がありますが、ここでは環境に関する活動を行う団体の内、主に「自然環境・生物多様性」、「地球温暖化・エネルギー」、「循環型社会・リサイクル」についての活動を行う団体を、市民活動推進センター登録団体を中心に紹介します。(平成26年8月現在)

団体名(五十音順)	活動概要	
大堀川美しい水辺づくりの会	大堀川でのイベントの企画、生態系の調査、川の清掃や維持管理などを行っています。	
オーガニックな暮らしをめざすネット ワーク	人や環境にやさしい社会を目指し、農薬いらずで大気を浄化するエコ植物・和わたを育 てています。糸つむぎカフェも運営しています。	
おもちゃ病院	壊れたおもちゃを修理して、物の大切さを伝えています。	
温暖化防止ながれやま	地球温暖化防止のための啓発事業(環境イベント、学習会など)を行っています。	
ケロクルクラブ	着られなくなった洋服を楽しくリサイクルして、実用品を作っています。	
NPO 法人 NPO さとやま	人と自然とのふれあいをテーマに、市野谷の森を中心に活動。毎月第1日曜、野鳥や野草、昆虫の観察会を行っています。	
里山ボランティア流山	市内の森と里山の植生管理や保全などを行っています。	
石けんクラブ流山	環境問題を考えて、無添加石けんづくり活動および利用運動を推進しています。	
NPO 法人 石けんの街・流山	家庭から使用済み食用油を回収して、せっけんとバイオディーゼル燃料に再生。リサイクルせっけんの普及活動をするほか、環境授業の企画や講師派遣をしています。	
体験農園野良	農地の自然環境保護のため有機肥料を使用し、市民と農家の交流を深めつつ安心安 全野菜作りを行っています。	
小さな森づくり in 流山プロジェクト	緑をもっと増やすため、苗木やさし木の植樹などを通じて、小さな森づくりを実施しています。	
チクチクの会	不用布や古布を利用して、飾ると素敵なつるし雛等を作っています。	
千葉環境管理研究会	環境問題と管理を学習し、地域で活動しています。	
利根運河と周辺の自然・生態系・景観を残していきたい有志が集まり 察会と、年2回の運河塾を開催しています。		
ながれやまゴーヤカーテン普及促進 協議会(ながれやまゴーヤクラブ)	「ながれやまをゴーヤの街」にするため、ゴーヤカーテンを設置し、「エコの輪・食育の輪・地域の輪」に対するすばらしさを理解していただく活動を行っています。	
ふくろうの会	不用な布を利用して、冠婚葬祭に役立つふくさや巾着などの実用的な作品を作っています。	
流山ホタル野	ホタル復活再生を中心に活動。ホタルを通じて良質な自然環境を守る活動を行っています。	
Puregreen 流山	新川耕地の休耕地を活用し、自然農法により作物を育てています。	
富士川に清流を取り戻す会	子どもたちへの学習会、稚魚放流会や清掃活動を通し、富士川の清流を取り戻す活動 を行っています。	
緑と水辺を考える会	市内東部地域の緑と水辺などの原風景が残る豊かな自然環境の保全・再生・創出などの研究および実践を行っています。	
みやぞの池と坂川を活かしたまちづくり市民の会	川と水辺を生活の場に取り入れ、ふれあいを通して河川環境の整備活動を実施しています。	
めだかの会	江戸川に沿って南北に流れる今上落(通称「こがわ」)を、魚やしじみが捕れるきれいな 川によみがえらせるため、河川の清掃を行っています。	

4. 各基本目標の指標の算出式等

各基本目標 (7ページ〜18ページ) の「目標指標の進捗」で扱う指標は、流山市総合計画後期基本計画の施 策の指標を用いています。

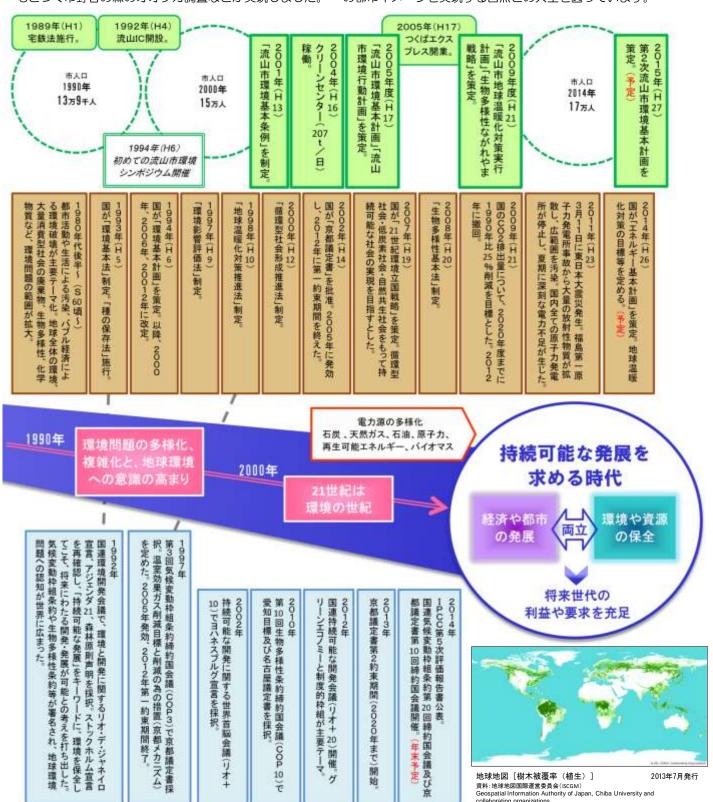
	指標	単位	算出式等
基本目標1 の指標	市内の緑に満足している市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「緑等の自然環境」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
	グリーンチェーン認定率	%	「グリーンチェーン認定件数」÷「開発事業完了検査 件数」×100
	流山市は住み心地が良いまちである と思う市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「流山市は住み心地が良いまちですか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
	遊休農地面積有効利用割合	%	(市民農園面積+体験農園面積+保全管理面積)÷ 「遊休荒廃農地面積」×100
	太陽光発電設備設置奨励金交付世 帯件数	世帯/年	太陽光発電設備設置奨励金の申請件数
	快適に移動できる道路網の整備がさ れていると感じている市民の割合	%	まちづくりアンケート「快適に移動できる道路網」における「満足である」+「どちらかといえば満足である」+ 「普通」の割合
	公共交通機関の利用について満足と 感じている市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「公共交通機関」における 「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割 合
基本目標2	ぐり一んバス利用者数	万人	年間利用者数
の指標	市街地内 CO ₂ 吸収源増加率	%	公園・緑地・街路樹・グリーンチェーン認定宅地等による CO ₂ 吸収量増加倍率
	市域の二酸化炭素排出量	千 t−CO₂ /年	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(平成21年6月)」による※二酸化炭素排出量の実績値は、国・県等の各種統計資料を用いるため、約2年遅れでの公表となる。(平成23年度の排出量を平成25年12月に算定)
	市役所の温室効果ガス排出量(H20 年度比)	%	「ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画」による 基準年度(平成 20 年度)比
	1人1日あたりのごみ発生量	g	(ごみ排出量+集団回収量)/人口(住民基本台帳+ 外国人)/年度日数
基本目標3 の指標	資源化率	%	資源化量(集団回収含む)/(ごみ排出量+集団回収量)×100
	最終処分量	t	環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」の値
	生活環境に関する苦情等の処理率	%	「苦情解決件数」÷「苦情件数」×100
基本目標4 の指標	公共下水道普及率	%	「供用開始区域内人口」÷「行政区域内人口」×100
	自宅周辺の街並みや景観を誇りに思 う市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「自宅周辺の街並みや景観を誇りに思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
基本目標5 の指標	ISOまたはエコアクション21を認証 登録している事業所	個所	ISO9000・14000シリーズ、エコアクション21の認証を取得・登録している市内事業者数の合計数



1970年代、国境を超える様々な環境問題が明らかにさ れはじめ、1990年代には世界の国々が地球環境に注目し ました。現在、環境問題は世界共通の政策課題となってい

流山市の環境行政は、1972年の「流山市公害防止条例」 制定から本格化し、翌年には公共下水道整備を開始しまし た。また市内では、市民提案をきっかけとして、常磐自動 車道整備に際して上部を覆う環境対策、 「種の保存法」に もとづく市野谷の森のオオタカ調査などが実現しました。

1993年、国は環境問題の多様化、複雑化と、地球環境問題 に対応すべく「環境基本法」を制定し、以降「環境基本計画」策 定に始まる新たな政策を展開しました。その情勢を受けて流山市 は、2001年に「流山市環境基本条例」を制定し、2005年度 に「流山市環境基本計画」「流山市環境行動計画」を策定しまし た。流山市の環境行政は、地域の環境形成と、世界とつながる環 境対策の両面を推進することとなり、2009 年度には全国に先 駆けて「生物多様性ながれやま戦略」を策定して、 「森のまち」 の都市イメージを実現する自然との共生を図っています。



collaborating organizations